

2020年9月4日

弁護士法人 岩永・新富法律事務所
弁護士 岩永 隆之 様

愛媛県松山市道後湯之町4番12号
ロイヤル道後503号
西山 紀男

件名： 西山キミエの相続問題解決のための弁護をお願いいたします。

母 西山キミエの遺産相続の件につきましては、2018年12月5日、成年後見人の選任申立てをお願いして以来、たいへんお世話になっています。

この度、次の事項の弁護および問題解決を岩永先生をお願いいたします。
ご連絡をお待ちしています。

弁護委任契約に伴ってご説明のためお伺いする必要の場合は、
ご一報いただきますようお願い申し上げます。

1. 母 キミエの「西山家の葬儀」およびその後の法要は長男 西山紀男が主宰すること。
2. 母 キミエの遺産相続の処理を岩永先生に一任すること。
3. 西山家の墓地改装の費用は遺産分割に先立って西山キミエの遺産から西山紀男へ返済すること。
4. 母 キミエを介護施設へ入居させた以降に辻恭子・俊雄が西山キミエの口座から支出した電気・水道・NHK受信料の代金は遺産分割に先立って西山キミエに返還すること。
5. 西山 和子（西山キミエの長女）の住所を変更し、成年後見人制度を適用すること。
6. 母 キミエが居住していた家（辻俊雄名義になっていた）に置いてある西山家の仏壇を京都の仏具屋へ修理に出し、その後、横浜の西山円宅へ運びたい。この仏壇は西山の先祖から受け継いでいるものなので辻恭子からの横槍を排除すること。既に、辻恭子は「仏壇は恭子の好きにしてい、と母が言った。」と主張している。

経緯：

さて、2020年7月12日、「西山キミエの葬儀および法要の費用」と題する書簡を辻 恭子宛に送付しました。（添付 pdf ファイル1）

それに対して2020年8月26日付の書簡「ご回答」が谷 直樹 弁護士（長崎国際法律事務所 辻恭子・辻俊雄代理人）から送付されてきました。（添付 pdf ファイル2）

内容を一読すると、西山キミエの互助会契約（セレモニー長崎）に関する辻恭子の虚偽の意見を受けて主張するのみで、私の質問に対する回答はありません。
また、母 西山キミエの葬儀で喪主を務めたいとの辻恭子の意見を屁理屈を捏ねて主張しています。

2020年7月28日、谷 直樹 弁護士の書簡「ご回答」へ返信し、問題提起しました。（添付 pdf ファイル3）
また、2020年9月1日、西山美年子から辻恭子宛の葉書も添付いたします。（添付 pdf ファイル4）

母 キミエは 103歳の敬老の日を迎えようとしています。「かいごの花みずき」のケアマネジャーによると、今の所は、食事は自身でゆっくり食べてほぼ完食、夜の排尿も自分で起き上がり簡易トイレに用を足すとの元気な状態ですが、ペースメーカーを装着している身なので、何時急変するか分らない、とのことでした。

長年、身の回りを世話してきた、との辻恭子の主張は、真逆である。

- (1) 母 キミエは全費用を支出して同居のための家屋を新築した。母 キミエから「辻恭子に現金で3,500万円を渡した。」「家屋はキミエと俊雄の共同名義にした。」と説明を受けた。（共同名義の件は虚偽だったことが岩永先生の調査で判明した。）
辻恭子は、「建築代金の半額に当たる現金（1,500万円）は自分の貯金から支払った、と税務署の係官に説明して譲らず、係官を追い返した。」と入居直後の時点で私に説明した（贈与税逃れ）。
また、2018年11月30日、辻俊雄から「残り半額（1,500万円）は辻俊雄が住宅金融公庫ローン（1,500万円）を組んだ。」と説明を受けたが、2019年7月7日提出の後見人報告書に添付の不動産登記事項証明書（長崎市泉二丁目5 1 4番）には、平成2年11月2日住宅金融公庫との金銭消費貸借（債権額 1,850万円、債務者 辻俊雄）の抵当権が設定され、5年後の平成7年10月12日解除されていたことが判明した（贈与税逃れの手口）。

1995年、同居開始からほぼ10年間は、辻恭子は昼過ぎまで寝ている夜型のため、母キミエが朝の食事の準備、恭子の子供たちおよび辻俊雄の弁当作り、家族の衣類の洗濯、等午前中の家事を母一人でやっていた。住居の坂下にある住吉市場に買い物へ一人で行ったり、夕食を作ったりしていた、と聞いていた。
介護施設へ入居させられるまでずっと元気だった。

2005年秋、辻恭子は母 キミエを本原の介護施設へ入居させた。私が三和町の養護施設に入所している子（英男）を見舞った帰り、泉町の住居に母 キミエを訪ねたところ、母が突然居なくなっていた。恭子に理由を問い正したところ、母の詰問攻めに

精神的に耐えられなくなったので入所させた、とのことだった。母から「お金が無くなっている、恭子取っただろう、返さんね」と詰問され、また夜中に二階の寝室まで上って来ての再三の詰問に耐えられなかった、との説明だった。

それまでに母から受けた多大の恩にこれから報いる時点で、母の介護をするのでは無く、介護施設へ送り込んでいた。

介護施設へ入居させる件および「かいごの花みずき」へ移転させる件については、長男 紀男へは、何の連絡も説明も無かった。

2007年1月、辻恭子は、「かいごの花みずき」へ母を移していた。

同年3月、辻恭子は「かいごの花みずき」に私を案内して、「今までの介護施設は良くない、費用は高くなるが介護が良いと聞いている。ついでに、諫早の駐車場の賃貸料の一部を使って補填したい。」と私に持ち掛けたので、私は「これは和子・紘二のものだから一切手を付けてはいけない。」と警告した。

しかし、2019年6月の後見人報告書の添付資料から、諫早の不動産会社から振り込まれる金額を毎月引き出していたことが判明した。(法的果実の横領か?)

(2) 母 西山キミエには後見人報告書で報告されている口座以外に預金貯金が存在していた。

その1つは、郵便貯金の口座が解約され、2007年1月12日に新規開設されていることである。

成年後見人 安部高樹氏に解約前の口座の調査を依頼したところ、10年以上経過しているので調べられない、との回答だった。

新規開設された郵便貯金の口座(17610 20792481)の取引記録を見ると、受取人が私の契約と受取人が辻恭子の契約のかんぽ生命保険2つの保険料が毎月自動引落しされている。

問題は、何故この時点(母 キミエを「かいごの花みずき」へ移転させる直前)で前の郵便貯金口座を解約して新たに郵便貯金口座を開設したのか? 前の郵便貯金口座の残高は何処に移管したのか?

開示すべきである。

2つ目は、不動産取引等に使っていた十八銀行・住吉支店の口座(番号不明)である。

① 1989年、娘が精神病と診断され、娘を自宅療養させるために購入した住宅(横

浜市青葉区鴨志田東団地)の購入費用の一部(1,800万円)を支援してもらうため、母に同行して住吉支店で支払いを受けた。

- ② 1999年5月16日、キミエの孫(西山円)の東京「ホテルオークラ」での結婚式の祝い金(80万円)および出席のための3人分の旅費と3日間の滞在費(ホテルオークラ1泊、新横浜プリンス1泊、金額不明)。
- ③ 2009年5月8日、キミエの孫(辻竜也)の軽井沢「星のやりゾート」での結婚式の祝い金(金額不明)。
- ④ 2009年11月、長崎・円山町の「青柳」で私の古稀祝いを挙行了した時の費用(金額不明)。
- ⑤ 2011年春、キミエの孫(辻朱美)の諫早での結婚式の祝い金(金額不明)。
- ⑥ 2014年7月、横浜の長延寺墓地での建碑式への御仏前(10万円)および辻恭子・俊雄の参加のための旅費、宿泊費(金額不明)。
- ⑦ 2015年3月25日、祖父の55回忌・父の35回忌法要への御仏前(10万円)。
- ⑧ 2017年1月2日、紀男の喜寿祝をニュー長崎ホテルの「錦茶房」で会食(西山6名、辻3名、金額不明)。
- ⑨ 2017年1月2日、キミエの曾孫(西山知志 小学入学祝 5万円、西山華世 高校入学祝 5万円)。
- ⑩ 2018年4月、キミエの孫(西山昌子の入院見舞い 1万円)。

これらの支出は後見人報告書に添付の預金口座には取引記録が無い。一体、何処から支出しているのか？

辻恭子が(西山キミエの)預金口座を解約し、新たに作った辻恭子の口座に資金移動したと思われる。

解約した十八銀行・住吉支店の預金口座の通帳を開示すべきである。

長年、母 キミエを介護してきた、とのことであるが、前述のとおり同居開始後 10年目にして介護施設に収容している。

肉体的には年齢以上にどこも問題なく元気だったので、恭子が身体介護をしたことは一度も無かった筈だ。

その時点での介護度を本年5月、「かいごの花みずき」ケアマネジャーに問い合わせたところ、「要介護度1」であった、との回答を得た。

また、同ケアマネジャーから、母 キミエの介護は99.9%「かいごの花みずき」で完結している、との回答を得ている。

最後に、西山和子(西山キミエの長女)について述べます。

生年月日：昭和16年2月27日

戸籍の住所地：長崎県長崎市泉二丁目10番17号(住定日：昭和41年1月18日)

現在の居所：〒852-8055 長崎市虹ヶ丘町 1-1 道ノ尾病院に入院中

2019年3月28日、道ノ尾病院の精神保健福祉士（ソーシャルワーカー） 彼崎 逸子（ツガキ イコ）氏と面談した。

障害者等級は1級、

後期高齢者医療保険が適用、保険証は病院で管理している。

障害年金の振込先の口座は西山和子名義で西山キミエが管理している。

西山キミエ入居後は、辻恭子が管理している。

入院費は限度額が適用されており、費用は月々西山キミエへ請求され、辻恭子が病院へ振込んでいる。

小遣い用の口座は病院が管理している。

要望：

1、 和子は、50年以上、入院しているので、住民票を西山キミエと分離して独立、住民票の住所を道ノ尾病院の住所地に変更する。

昨年逝去した弟 紘二も住民票の住所は三和町の杠葉病院になっていた。

2、 障害年金証書は西山キミエから西山紀男へ引き渡す。

3、 障害年金の振込先口座を西山キミエの管理から道ノ尾病院の管理へ移管する。

弟 紘二も障害年金の振込先口座は杠葉病院が管理していた。

4、 成年後見人制度を適用する。

5、 西山和子と紘二（2019年2月22日逝去）には障害年金が振込まれる口座とは別口に預金をしている、と美年子（私の妻）が母 キミエから聞いている。

この口座の存在を調査することができますか？

以上、

よろしく願いいたします。

道後湯之町 西山 紀男